

京都市告示第5 1 6号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年 1月12日

京都市長 門 川 大 作

- 1 道路の種類 一般国道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
367号	左京区八瀬秋元町284番地の1地先から 同区八瀬花尻町88番地地先まで	旧	メートル 589.00	メートル 6.00 ~ 13.00
		新	589.00	6.00 ~ 29.90

- 2 道路の種類 市 道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
八瀬118号線	左京区八瀬秋元町130番地地先から 同町132番地の1地先まで	旧	メートル 51.80	メートル 0.90 ~ 3.30
		新	46.50	17.00 ~ 25.00
八瀬119号線	左京区八瀬秋元町132番地の2地内	旧	28.80	1.30 ~ 2.94
		新	8.00	1.30
八瀬124号線	左京区八瀬秋元町166番地地内	旧	8.00	7.00 ~ 9.50
		新	5.30	7.00 ~ 10.50

八瀬149号線	左京区八瀬秋元町166番地地内	旧	6.40	6.00 ~ 12.00
		新	2.50	6.00 ~ 9.50

(建設局土木管理部道路明示課)